

炉・かまど・ボイラー等設置届出書の概要及び提出方法等

届出書の概要

下記に該当する設備を設置しようとするときは届け出が必要です。

1. 熱風炉
2. 多量の可燃性ガス又は蒸気を発生する炉
3. 2に掲げるもののほか、据付面積 2 平方メートル以上の炉（個人の住居に設けるものを除く。）
4. 厨房設備の入力と同一厨房室内に設ける他の厨房設備の入力の合計が 350 キロワット以上の厨房設備
5. 入力 70 キロワット以上の温風暖房機（風道を使用しないものにあつては、劇場等及びキャバレー等に設けるものに限る。）
6. ボイラー又は入力 70 キロワット以上の給湯湯沸設備（個人の住居に設けるもの又は労働安全衛生法施行令（昭和 47 年政令第 318 号）第 1 条第 3 号に定めるものを除く。）
7. 乾燥設備（個人の住居に設けるものを除く。）
8. サウナ設備（個人の住居に設けるものを除く。）
9. 入力 70 キロワット以上の内熱機関によるヒートポンプ冷暖房機

10.火花を生ずる設備

11.放電加工機

届出方法等

届出者

当該設備を設置しようとする者

届出時期

設置する前に、あらかじめ届け出る。

届出先

当該設備を設置する所轄の消防署

(詳しくは防火対象物に関する届出先を御覧ください。)

添付書類

- 見取図
- 配置図
- 当該設備の設計図書

必要に応じて、その他の図面等の添付を求めますので、届出先に御確認
ください。